資料６

2008.12.15

放送番組のネット配信に関わる権利処理について

委員　村上　光一

■ フジテレビにおける放送番組のネット配信の現状について

- フジテレビでは、従来から、人気番組である「あいのり」や「アイドリング!!!」をはじめ、放送番組のネット配信に取り組んできた。更に、今年 11 月には、「セレブと貧乏太郎」、「爆笑!レッドカーペット」をはじめ、ゴールデンタイムのドラマ、バラエティ番組の配信を開始した。

- フジテレビが行っている放送番組のネット配信においても、二次利用に関する権利処理の円滑化が重要な課題となっている。

- 実演、脚本、原作など、番組に関わる基本的な権利に関しては、各権利者団体との間で権利処理のスキームに関して、十分な協議を重ねており、概ね円滑に処理が進められている。

- 権利処理の現場においては、写真や映像など外部からの借用物や、外国曲を使用している場合など、特定の権利処理スキームが存在せず、権利者との個別の交渉が必要な権利物の処理について、業務上大きな負荷がかかっている。

■ 集中管理スキームの検討についてのお願い

- 放送番組のネット配信に関わる集中管理の検討に際しては、以下の点に留意することをお願いしたい。

  ✓ どこまでの範囲をカバーするのか？
  　番組に関する権利や情報を、どこまでカバーするのかを、明確にするべきではないか。特に、権利者に対する出演料や脚本料など、トレードシークレットに相当する部分を、どのように取り扱うのか、慎重な検討が必要である。

- ✓ 適切な費用対効果を実現できるか。

  権利の一部を管理するのであっても、膨大な数の番組に対応するためには、データベースの開発費や運用費など、相当なコストが必要となる。これに対して明確な効果が期待できるかどうか、十分な検討を行うべきではないか。また、利用者にとって、どのように効率化が図られるのかについても、具体的な運用を想定して検証してほしい。

- ✓ 権利者の意向に配慮できるか

  コンテンツの二次利用においては、利用形態や方法について、権利者の十分な理解が必要である。いわゆるネット法の議論の中では、「強制許諾」という言葉も出ているが、コンテンツの作り手の感覚としては、権利者の意向や、コンテンツに対する感情や「思い」を無視した強制的な利用は考えられない。集中管理の検討にあたっては、効率化を目指す一方で、個別の権利者の意向に対して、きめ細かい対応が可能となるスキームを構築してほしい。

■ まとめ

コンテンツの流通の前提は、良いコンテンツが作られることである。コンテンツの利用促進は、新たなコンテンツを生み出す環境づくりと、両輪で無ければならない。権利処理の円滑化の検討にあたっては、こうした視点を踏まえた議論を行ってほしい。

以　上